

屋外広告物条例第 46 条第 1 項に基づく申請手数料

区 分		単位	金 額（円）	許可期間の上限
貼り紙		50枚	500	1 月
貼り札		1 枚	300	1 年
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置 無し	1張	1,500円（広告等の表示面積が5㎡を超えると きは、1,500円にその超える5㎡又はその端数 ごとに1,500円を加算した額）	1年
	照明装置 有り	1張	2,400円（広告等の表示面積が5㎡を超えると きは、2,400円にその超える5㎡又はその端数 ごとに2,400円を加算した額）	
電柱又は街灯柱を利用 するもの		1 枚	300	3年
電車、自動車等の外面 を利用するもの		1 台	800	1年
広告塔、広告 板、アーケード に設置するもの 及び案内板	照明装置 無し	1基	1,500円（広告等の表示面積が5㎡を超えると きは、1,500円にその超える5㎡又はその端数 ごとに1,500円を加算した額）	3年
	照明装置 有り	1基	2,400円（広告等の表示面積が5㎡を超えると きは、2,400円にその超える5㎡又はその端数 ごとに2,400円を加算した額）	
アーチ	照明装置 無し	1基	6,000	3年
	照明装置 有り	1基	9,000	
アドバルーン	照明装置 無し	1個	1,000	1月
	照明装置 有り	1個	1,500	
立看板		1 基	300	3月
のぼり旗		1 本	300	3月
広告幕	表示面が固定 されていないもの		1 張	3月
	表示面が 固定され ているも の	照明装置 無し	1張	3年
		照明装置 有り	1張	
標識柱を利用するもの		1枚	300	3年

神奈川県手数料条例第 2 条に基づく申請手数料

申請名	金額（円）	備考
砂利採取計画認可申請	33,900	
砂利採取計画変更認可申請	15,000	
岩石採取計画認可申請	52,000	
岩石採取計画変更認可申請	33,000	

道路法 47 条の 2 第 3 項、第 4 項に基づく申請手数料

申請名	金額（円）	備考
特殊車両通行許可申請	申請車両台数× （申請経路数）× 200 円	車両の数により算定しますので、許認可指導課の担当者にご相談ください

収入証紙の廃止について

県の収入証紙は令和 7 年 3 月 31 日で利用が終了しました。

なお、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までは経過措置として現在すでに購入済みの県収入証紙の利用が可能です。